

今年も防災訓練を実施しました！

LPガス充填所を運営する事業者は「高圧ガス保安法」に基づいて年1回『防災訓練』を実施する必要があります。当社の福山営業所では、7月4日に実施しました。

【想定】

充填作業中、強度の地震発生により充填された50kg容器の一部が転倒し、LPガスが噴出。LPガス遮断処置中に1名の負傷者が発生。

【内容】

- ①「地震発生」を宣言、全員が事務所前に集合。
- ②[連絡班]は、事前に訓練を実施することを伝えてある消防署に、ガス噴出事故が発生した旨を電話連絡。
- ③[処置班]は、転倒容器を引き起こし防災工具による噴出ガス遮断作業を実施。[消火班]は、処置班の風上側で消火器を構えて出火警戒を実施。[検知班]は、ガス漏れ検知器を使用して風下側で周辺のガス濃度の測定を実施。[散水班]は、散水ポンプを作動させ、LPガスタンクへの散水を実施。[警戒班]は、正門前で交通規制を実施。[広報班]は、広報車にて周辺に対し火気使用禁止の周知を実施。[救護班]は、処置班の内1名の[負傷者役]を安全な場所に移動させ救護を実施。
- ④[処置班]の噴出ガス遮断作業が完了したら、各班は事務所前に再集合し処置完了を報告。
- ⑤[連絡班]が消防署に処置完了を電話連絡し、防災訓練は終了。（以上約20分程度）



集合



電話連絡



転倒容器処置



出火警戒



ガス濃度測定



散水



警戒活動



広報活動



救護活動

地道に訓練を行うことにより、いざというときの安全確保につなげます。